

オーエスジーグループ人権方針

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、「オーエスジーグループ人権方針」（以下、本方針という）を策定し、私たち一人ひとりが人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 適用範囲

本方針は、オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社の役員・社員に適用します。またオーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、自らの事業活動に関係するすべてのステークホルダーに対しても、協働して人権尊重を推進するよう継続的に働きかけていきます。

2. 人権尊重の責任

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たすことを誓います。ステークホルダーやその他の関係者において人権への負の影響が引き起こされている場合には、これらのステークホルダーに対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

3. 重要と考える人権項目

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、多様性ある社会において持続可能な事業活動を行う企業として、以下の人権課題を重要な項目と認識しています。

- ・人身取引、強制労働、児童労働の禁止
- ・心と身体の健康と安全性の確保
- ・人種、肌の色、言語、宗教、思想、性別、年齢、障がい、国籍、性自認、性的指向財産、雇用形態等による偏見や差別の禁止
- ・あらゆるハラスメント、いじめ、不公平な扱いの禁止
- ・労働者の結社の自由、団体交渉権の尊重
- ・最低賃金の確保と適正な労働時間の管理
- ・個人情報およびプライバシーの保護

4. 人権デューディリジェンス

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすため、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、私たちの活動が及ぼす人権に関する負の影響を特定・評価し、潜在的または実際の人

権リスクを予防・緩和・是正するための措置を講じていきます。

5. 苦情処理、救済

各国・各地域において適用される法令・ルールや、人権方針を含む社内規程に、違反する可能性があることを認識した、あるいはそれを疑う社員は、所属上長に報告又は内部通報制度の窓口に通報できます。オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、適切かつ効果的な苦情処理の仕組みを設け、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与が明らかになった場合は、適切な手続き・対話を通じてその救済・是正に取り組みます。

6. 理解・促進・浸透

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、本方針が事業活動全体に浸透し定着するよう、役員・社員に対して適切かつ効果的な方法で教育・啓発に取り組みます。ステークホルダーおよびその関係者の皆さまに対しても、本方針を共有し、理解・浸透を図っていきます。

7. 適用法令の遵守

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法および規制を遵守いたします。また、国際的に認められた人権と各国法の間には矛盾がある場合においては、オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。

8. 対話・協議

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、人権に対する潜在的および実際の影響に対する措置について、外部の人権に関する専門知識を活用し、関連するステークホルダーとの対話や協議を行っていきます。

9. 情報開示

オーエスジー株式会社とすべてのグループ会社は、本方針に基づく人権尊重の取り組みについての進捗状況をウェブサイトや報告書を通じて開示します。

以上、本方針は、オーエスジー株式会社の取締役会において、2022年2月18日に承認され、代表取締役社長により署名されています。

2022年3月1日

オーエスジー株式会社
代表取締役社長 兼 COO
大沢伸朗